

# 広島港港湾計画書

— 一部変更 —

平成 23 年 12 月

広島港港湾管理者

広島県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・ 平成11年 1月 広島港地方港湾審議会
- ・ 平成11年 3月 港湾審議会第168回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・ 平成13年12月 広島港地方港湾審議会
- ・ 平成16年 3月 広島港地方港湾審議会
- ・ 平成17年10月 広島港地方港湾審議会
- ・ 平成19年 9月 広島港地方港湾審議会
- ・ 平成20年 1月 広島港地方港湾審議会
- ・ 平成20年 3月 交通政策審議会第29回港湾分科会
- ・ 平成22年 8月 広島港地方港湾審議会
- ・ 平成22年11月 交通政策審議会第39回港湾分科会

の議を経た広島港の港湾計画の一部を変更するものである。

## 目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 危険物取扱施設計画	2
2 水域施設計画	3
港湾の効率的な運営に関する事項	4
1 効率的な運営を特に促進する区域(港湾運営会社)	4
2 効率的な運営を特に促進する区域(PFI 事業)	5
その他重要事項	6
1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するため に必要な施設	6
2 利用形態の見直しが必要な区域	7

## 変更理由

- 1 船舶の大型化に対処するため、廿日市地区において危険物取扱施設計画を変更するとともに、水域施設計画を追加する。
- 2 民間の能力を活用し、港湾の一体的かつ効率的な運営及びボートパークの効率的な運営の促進を図るため、出島地区及び海田地区並びに吉島地区において、効率的な運営を特に促進する区域を計画する。
- 3 将来的な港湾施設の効率的な利用に向けた検討を行う必要があるため、宇品地区において、利用形態の見直しが必要な区域を設定する。

## 港湾施設の規模及び配置

### 1 危険物取扱施設計画

LNGを運搬する船舶の大型化に対処するため、廿日市地区において、危険物取扱施設を次のとおり計画する。

[危険物取扱施設計画]

廿日市地区

100,000D/W級 水深12m ドルフィン1バース (専用)

[既設の変更計画]

既設

12,000D/W級 水深8.5m ドルフィン1バース (専用)

## 2 水域施設計画

危険物取扱施設計画に対応して、船舶の大型化に対処するため、廿日市地区において航路、泊地及び航路・泊地を次のとおり計画する。

### [水域施設計画]

#### 2-1 航路

廿日市地区

第三航路 水深12m 幅員300m [新規計画]

#### 2-2 泊地

廿日市地区

水深12m 面積37ha [新規計画]

水深10m [新規計画]

#### 2-3 航路・泊地

廿日市地区

水深12m 面積19ha [新規計画]

水深10m [新規計画]

## 港湾の効率的な運営に関する事項

### 1 効率的な運営を特に促進する区域（港湾運営会社）

コンテナ船により運送される貨物を取扱う以下の埠頭について、法第43条の1第6項の規定に基づく港湾運営会社による運営の事業及びそれと一体となった取組により、効率的な運営を特に促進するよう措置することを計画する。

[効率的な運営を特に促進する区域（港湾運営会社）]

#### 出島地区

（出島ふ頭）

水深14m 岸壁1バース 延長330m（コンテナ船用）  
[既定計画] D24

水深14m 岸壁1バース 延長330m（コンテナ船用）  
[既設] D23

水深7.5m 岸壁1バース 延長150m [既設] D22

埠頭用地 26ha（うち15ha既設）

港湾関連用地 4ha

#### 海田地区

（海田ふ頭）

水深7.5m 岸壁5バース 延長650m [既設] KT9～13

埠頭用地 7ha

## 2 効率的な運営を特に促進する区域 (PFI 事業)

プレジャーボートを適切に収容し、ボートパークの効率的な運営を図るため、以下の施設において、民間企業の経営能力を活用できるように措置することを計画する。

[効率的な運営を特に促進する区域 (PFI 事業)]

吉島地区

吉島小型船だまり

小型さん橋 2基 [既定計画]

物揚場 水深3m 延長 30m [既設]

物揚場 水深2m 延長100m [既設]

埠頭用地 1ha [既設]

緑地 1ha [既定計画]

なお、これに伴い、以下の既定計画を削除する。

既定計画

その他重要事項の計画

港湾の効率的な運営

吉島地区

吉島小型船だまり

小型さん橋 2基 [既定計画]

物揚場 水深3m 延長 30m [既設]

物揚場 水深2m 延長100m [既設]

埠頭用地 1ha [既設]

緑地 1ha [既定計画]



## その他重要事項

### 1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必

#### 要な施設

今回計画している施設及び既に計画されている施設のうち、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設は次のとおりである。

[国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設]

廿日市地区

航路 第三航路 水深12m 幅員300m [新規計画]

航路・泊地 水深12m 面積19ha [新規計画]

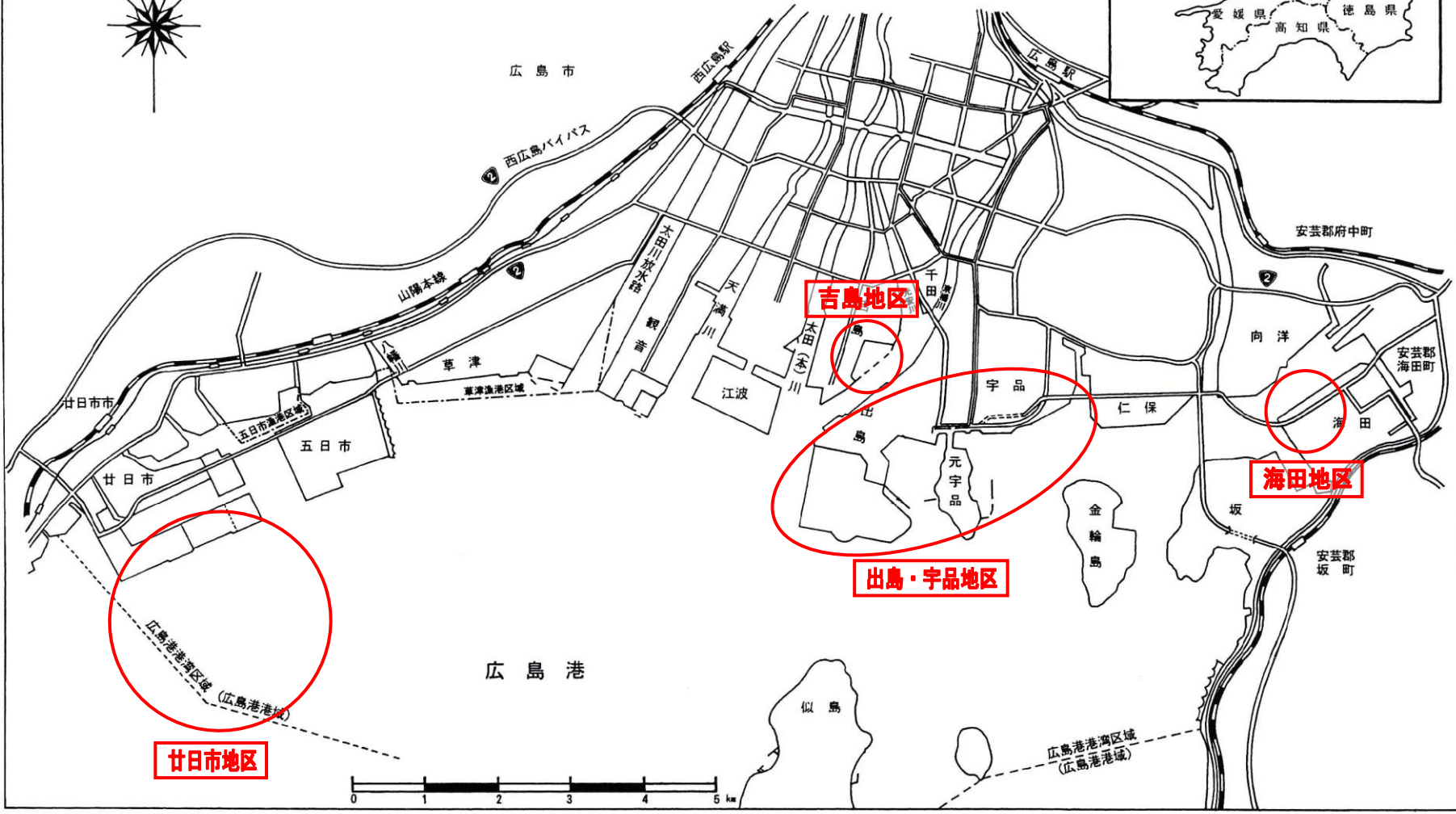
## 2 利用形態の見直しが必要な区域

宇品地区において、将来的な港湾施設の効率的な利用に向けた検討を行う必要があるため、利用形態の見直しが必要な区域を設定する。

[利用形態の見直しが必要な区域]

宇品地区（国際フェリーふ頭及び宇品外貿ふ頭）において、利用形態の見直しが必要な区域を設定する。

# 広島港港湾計画位置図

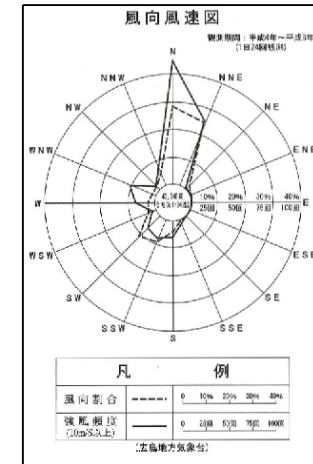




# 広島港港湾計画図

(廿日市地区・吉島地区・出島地区・宇品地区・海田地区)

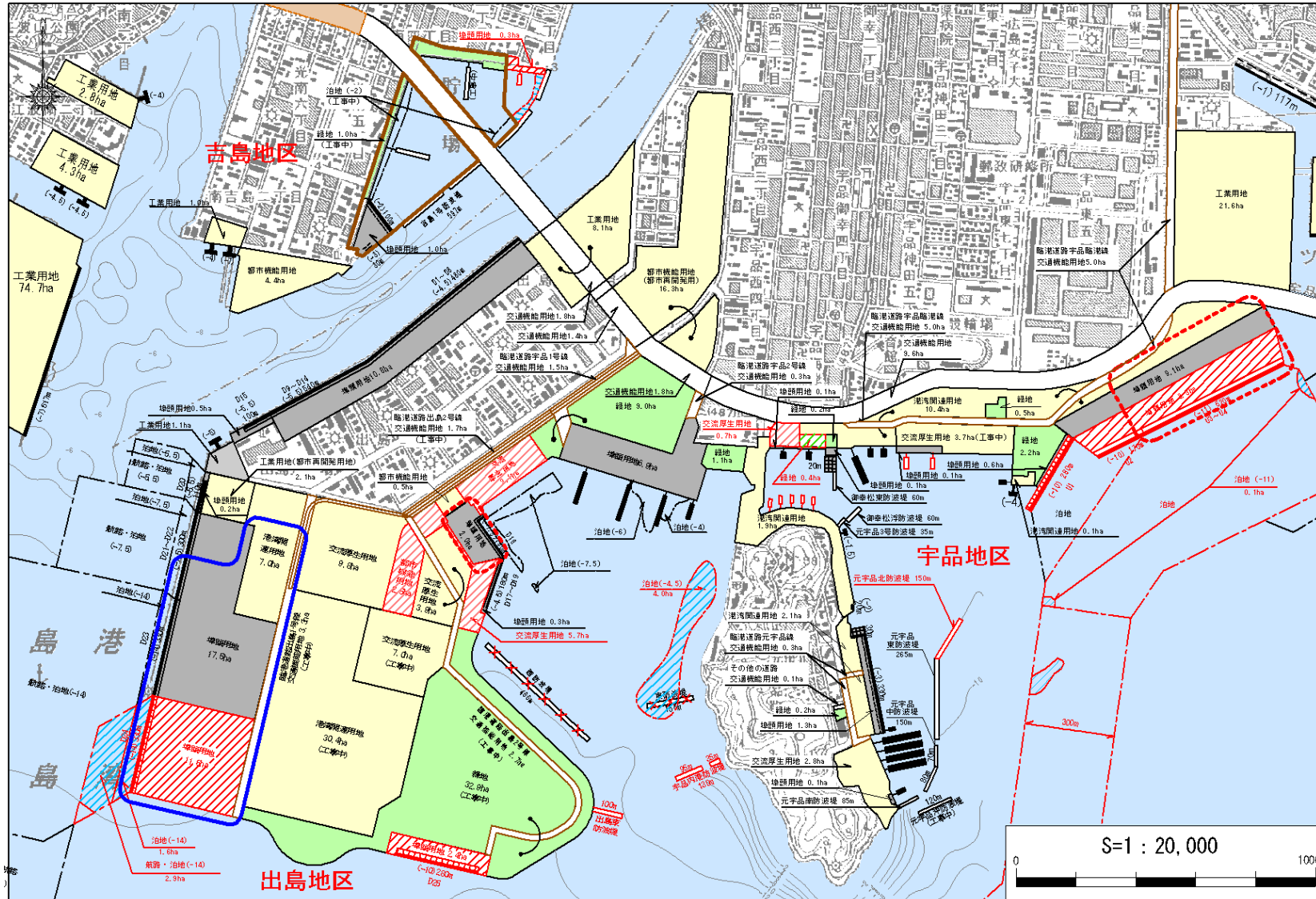
(廿日市地区)



凡例		
	防波堤	(既設)
	防波堤	(既定計画)
	航路・泊地	(既設)
	航路・泊地	(既定計画)
	航路・泊地	(今回計画)
	公共岸壁	(既設)
	公共岸壁	(既定計画)
	公共耐震強化岸壁	(既定計画)
	公共物揚場	(既設)
	公共船揚場	(既設)
	専用岸壁及び専用物揚場	(既設)
	ドルフィン	(既設)
	ドルフィン	(既定計画)
	ドルフィン	(今回計画)
	小型さん橋	(既設)
	小型さん橋	(既定計画)
	小型さん橋	(今回計画)
	埠頭用地	(既設・工事中)
	埠頭用地	(既定計画)
	緑地	(既設・工事中)
	緑地	(既定計画)
	臨港道路	(既設・工事中)
	臨港道路	(既定計画)
	その他道路	(既設)
	その他道路	(既定計画)
	その他の用地	(既設・工事中)
	その他の用地	(既定計画)
	利用形態の見直しが必要な区域	
	効率的な運営を特に促進する区域(港湾運営会社)	
	効率的な運営を特に促進する区域(PFI事業)	



(吉島地区・出島地区・宇品地区)



(海田地区)

